

Q1 医療法人制度改革で新設される公益性の高い医療法人とはどのような医療法人ですか。

A

ポイント

- (1) 新設される「公益性の高い医療法人」には、自治体立病院などの公的医療機関が行ってきた「公益性の高い医療サービス」の提供を担わせる一方で、経営安定の基盤整備のため公募債の発行、税制上の優遇の検討など、新たな支援策が求められるとしています。
- (2) 「公益性の高い医療サービス」について、「継続的な医療サービスの提供に困難を伴うものであるにもかかわらず、地域社会にとって、なくてはならない医療サービス」と定義し、具体例を14挙げています。
- (3) 「公益性の高い医療サービス」を提供する医療法人の要件については、役員・社員・評議員に占める同一親族の割合を3分の1以下とする、医師や歯科医師以外の理事長就任を認める、役職員の報酬等に一律の基準を設けず支給規定を開示する、公認会計士等による財務諸表監査の義務づける、等があげられ法制上の措置を求めています。

1. 公益性の高い医療サービスの明確化

新設される公益性の高い医療法人が提供する「公益性の高い医療サービス」について、報告書では「通常提供される医療サービスと比較して、継続的な医療サービスの提供に困難を伴うものであるにもかかわらず、地域社会にとって、なくてはならない医療サービス」と定義しています。

継続的な医療サービスの提供に困難を伴うものの整理（5つの観点）

- 救命救急のために常時医療を提供するものであること
- 居住地域や病態の程度にかかわらず等しく医療を提供するものであること
- 医療従事者に危害が及ぶ可能性が高いにも関わらず提供することが必要な医療であること
- 患者や地域の医療機関に対し無償で相談助言や普及啓発を行うものであること
- 高度な医療技術などの研究開発や質の高い医療従事者の養成であって科学技術の進歩に貢献するものであること

現時点で考えられる「公益性の高い医療サービス」の具体例

休日診療、夜間診療等の救急医療	患者を早期に社会復帰に結びつける医療連携に関する活動
周産期医療を含む小児救急医療	医療安全及び疾病予防に関する先進的な活動であって、患者や地域の医療機関に対し
へき地医療・離島医療	無償で相談助言や普及啓発を行う活動
重症難病患者に対する継続的な医療	質の高い医療従事者の確保・養成に関する
すべての感染症に係る患者を診療する医療	
筋萎縮性側索硬化症（ALS）など継続的	

<p>な在宅療養を必要とする患者に対する医療 や当該患者の療養環境の向上を図る活動 災害など緊急時に対応する医療(災害医療) 精神救急医療 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行 った者の医療及び観察等に関する法律に 基づく指定医療機関が行う医療</p>	<p>活動 高度な医療技術を利用した研究開発であっ て、患者や地域の医療機関に対し当該研究 結果情報を無償で提供する活動 治療との有機的な連携による治験(活動)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 公益性の高い医療サービスを提供する医療法人の要件

新設される公益性の高い医療サービスを提供する医療法人の規律については、特別・特定医療法人の規律を基礎に、政府の公益法人制度改革との整合性を図りながら検討するが、特定・特別医療法人の規律であっても医業経営に支障があるものについては極力見直すべきとしており、現行の規律から緩和する方針も示している。また、今後の行政との関係について、公益性の高い医療法人の規律を検討するに当たっては、医療法人自らの地域社会に対する積極的な情報公開を通じた自主的・自律的な規律を基礎として考えることとし、都道府県や厚生労働省による事前規制についても極力見直す方向で検討すべきとしています。

(1) 同一の親族による支配の制限

地域社会から求められる「公益性の高い医療サービス」を担う医療法人については、現行の特別医療法人・特定医療法人に係る規律を踏まえ、役員、社員及び評議員について、同一親族が占める割合を就任している者の現在数の3分の1以下とする規律を医療法上設ける必要がある。

(2) 理事長の資格要件の見直し

医療法では医療法人の理事長の資格要件として、医師又は歯科医師であることを求めている。一方で、昨今の医業経営を取り巻く厳しい状況を考えると、顧客である患者の立場を尊重した質の高い医療サービスを効率的に提供するためには、理事長に求められる資質として、医療に関する知識のほか、例えば、患者に提供する包括的なサービスのあり方をどうするか、質の高いサービスを持続して提供するため従来の取引先との関係をどう見直すか、多様な専門的な職種をどのようにまとめるのか、といったこともあげられる。

よって、地域社会から求められる「公益性の高い医療サービス」を担う医療法人の理事長については、医師又は歯科医師である理事のうちから選出するという原則を維持しながらも、医療法人自らが多様な人材からの的確な者を選ぶことができるよう医療法上の規定を見直すべきである。

(3) 役職員の報酬等

役職員の報酬等が医療法人の資産・収入の状況から見てあまりに多額になると、当該法人として不適切な利益配分となる恐れがあり、また、地域社会に提供する「公益性の高い医療サービス」の実施を阻害する可能性もあり望ましくない。

一方で、「公益性の高い医療サービス」を担う個々の医療法人に関し、適切な役職員の報酬等の基準を一律に設けることは、効率的な医業経営の実施に極めて支障が多く、医療サービスの提供や医業経営の実施の面から有能な役職員を確保する観点から見ても問題が多い。

このため、役職員の報酬等については、医療法人の自律性を尊重することとし、役職員に対す

る報酬等の支給規定を地域社会に積極的に情報開示することでもって対応すべきである。

(4) 公認会計士等による財務諸表監査

地域社会から求められる「公益性の高い医療サービス」を担う医療法人については、行政による事前規制ではなく、地域社会に対する積極的な情報公開を通じた自主的・自立的な規律に基づいた位置づけにする必要がある。医療法人の経営状況については、専門家である公認会計士や監査法人による継続的な財務諸表監査を通じて、当該医療法人の経営の安定性を判断することが求められる。このため、「公益性の高い医療サービス」を担う医療法人のうち、一定規模以上のものについては、公認会計士や監査法人による財務諸表監査を受けなければならないものとする。

(5) 評議員会の設置

医療法人の内部に評議員会を設置することは、あくまで任意であることに留意する必要があるものの、当該医療法人の経営状況や医療機関の状況を地域社会に周知し、地域社会からの参加を求めることは、「公益性の高い医療サービス」を担う医療法人にとっても、その利益を享受する地域社会から幅広い支援を受けるというメリットがある。また、地域社会からの参加を求めることによって、医療や医療経営とはどういうものかについて地域社会の理解を深める機会となる。

このため、地域社会から求められる「公益性の高い医療サービス」を担う医療法人において評議員会を設置できるよう医療法上明確にすべきである。また、評議員会については、理事定数の2倍を超える数の評議員をもって組織されるものとし、医療法人の業務に関する重要事項は、定款又は寄付行為をもって、評議員会の議決を要するものとするべきである。

(6) 情報開示

「社会福祉法人は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書及びこれに関する幹事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」との規定が設けられているが、社会福祉法人との整合性のある対応が必要であり、そのための法制上の措置を検討すべきである。